

# 全国大会選手参加奨励規程

1. 目的 各種大会において、全国大会（国際）への出場権を獲得し、出場する団体・個人に対し奨励金を支出する。
2. 対象範囲 本協会加盟団体及び加盟団体が認める傘下団体に所属する個人又は団体とする。ただし、学校運動部は別途協議するものとする。
3. 区分 (1) 団体 士別市内にある学校・職場・クラブ団体等  
(2) 個人 士別市内の学校に通学する生徒  
士別市内に在住する社会人
4. 金額 (1) 団体 監督（コーチ等）1名と登録選手を対象とし1名につき「3,000円」とし「40,000円」を上限とする。ただし、予選会を伴わない場合は半額とする。国際大会は別途協議する。  
(2) 個人 【社会人】 「10,000円」（年度内複数回可）ただし、予選会を伴わないマスターズ大会及び社会人大会、更には標準記録到達扱い及びポイント制での出場枠は「5,000円」（年度内1回）  
【高校生】 「10,000円」（年度内複数回可）ただし、標準記録到達扱い及びポイント制での出場枠は「5,000円」  
【中学生】 「15,000円」（年度内複数回可）ただし、中体連主催大会は「10,000」とする。また、標準記録到達扱い及びポイント制での出場枠は「10,000」とする。※中体連主催大会は学校（部活動後援会）及び士別市からも助成があるため「10,000円」とする。  
【小学生】 「15,000円」（年度内複数回可）  
国際大会が国内で開催の場合「20,000円」 国外で開催の場合「30,000円」とする。ただし、マスターズ大会は半額とする。
5. その他 加盟団体の事務局は、該当する団体・個人を速やかに本協会事務局へ報告すること。  
(原則として、事後報告は支出しない)

## 附 則

- 1 この規程は、昭和59年6月5日から施行する。
- 2 この規程は、昭和62年4月24日から施行する。
- 3 この規程は、昭和63年1月20日から施行する。
- 4 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成29年4月1日から施行する。